

北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会 傍聴要領

第1 目的

この要領は、「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」(以下、「懇談会」という。)の傍聴に係る必要事項を定め、傍聴人による懇談会の傍聴を円滑に行うことを目的とします。

第2 傍聴する場合の手続き

- (1) 懇談会の傍聴を希望される方は、事前に電話かFAXでお申込みいただくか、当日、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 会場の都合上、傍聴人は定員になり次第受付を終了します。

第3 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴人は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 懇談会において、食事及び喫煙などはできません。
- (3) ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着衣などの行為はできません。
- (4) 写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してください。
- (6) その他、懇談会の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

第4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴人は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。